

「出雲国の成立－意宇郡と出雲国－」

島根県立古代出雲歴史博物館

平石 充

本報告の目指すところ：意宇郡の成り立ちを探る

(1)郡とは何か

- ・現代では、県のなかの地理区分。行政単位としての意味はほとんどない。行政単位は市町村。←平成の大合併で、地理区分としても能義郡・八束郡・簸川郡は消滅。(第2図)
- ・かつて松江市の周辺に存在していた八束郡は明治 29 年に、それまでの意宇郡・島根郡・秋鹿郡が合併して誕生。
- ・意宇郡・島根郡・秋鹿郡はいつ成立したか？

(2)郡評論争

- ・郡の設置記事、『日本書紀』大化 2(646)年正月甲子条(いわゆる大化改新詔)。
- ・ただし、地方の史料には郡にあたるものを「評」と書いたものがあった(いずれもコオリと読んだと考えられる)。
- 藤原宮(7 世紀第四四半期の遺跡)の発掘調査によって、大宝令施行(701 年)以前の荷札木簡はすべて郡にあたるものを「評」と表記していることが確認される。
- ・現在は、大化改新のあと、全国一斉に評が置かれた(立評という)という説が通説(鎌田元一)。その年については孝徳 5(649)年が有力視されている。
- ・その後、藤原宮やそれを更に遡る飛鳥京の各種の遺跡、また孝徳朝の難波宮の遺跡から評制段階の木簡が多数出土しており、以下のような行政区分の表記の変遷が確認されている。

①評一五十戸表記段階 大化 2(646)年～天武 10(681)年 ただし現在確認されている最古の評の荷札木簡は乙丑(天智 5・655)年のもの。五十戸は「サト」と読んだと推定される(万葉集などから)。この段階を便宜的に「前期評」とする。

②評一里表記段階 天武 12(681)年頃～文武 4(700)年。五十戸表記は持統 2 年頃まで残る。この段階を便宜的に「後期評」とする。

③郡一里表記段階 大宝元年(701)年～霊亀 3(717)年。サトを里と表記。

④郡一郷一里表記段階(郷里制) 霊亀 3(717)～天平 11(740)年頃。郷の下に里(コザト)を設置。それ以前の「里」に相当する単位は「郷」と表記。『風土記』はこの時代。

⑤郡一郷表記段階 天平 11(740)年頃以降、コザト「里」が廃止され、郡一郷と表記される。

(3)意宇郡…神郡について

かつては、郡内の全戸が神戸であったと想定された時期もあったが、現在は律令国家にとって重要な神社のある郡で、郡司の三等親以内の連任が許されている郡(特定氏族による郡司の独占が許されている)

(史料1)養老選叙令同司主典条

凡そ同司の主典以上、三等以上の親を用いることを得じ。

(史料2)『続日本紀』文武天皇2(698)年3月己巳条

筑前国宗形・出雲国意宇の二郡司は、並びに三等親以上の親を連任することを聴(ゆる)す。

(史料3)延喜式部式上

凡そ郡司は、一郡に同姓を併せ用いることを得ず。もし他姓の中に用うるべき人なければ、同姓といえども同門を除くのほか、任ずることを聴せ。神郡、陸奥の縁辺の郡、大隅の馭謨・熊毛等の郡は、制する限りにあらず。謂、伊勢国飯野(いいの)・度会(わたらい)・多気(たけ)、安房国安房、下総国香取、常陸国鹿島、出雲国意宇、紀伊国名草(なくさ)、筑前国宗形などの郡を神郡となす。

(4)神評の立評

・伊勢国多気・度会郡(伊勢大神宮)

(史料4)『神宮雜例集』難波長柄豊前宮御世、飯野・多気・度相惣て一郡なり。其時、多気の有爾鳥墓(うにとつか)に郡を立つ。時、己酉年を以て、始て度相郡を立つ。

(史料5)『常陸国風土記』香島郡条

古老曰、難波長柄豊前大朝馭宇天皇之世、己酉年に大乙上中臣口子、大乙下中臣菟子等、惣領高向大夫の請いによりて、下総国海上国造部内、軽野以南一里、那珂国造部内寒田以北五里を割り、別して神郡を置く。其の所有ところの天之大神社・坂戸社・沼尾社合せて三処、惣て香島天之大神と称す。因って郡を名づく。風俗(くにぶりの)説(とく)に霞零香島之国(あられふるかしまのくに)という。(中略)

神戸六十五烟、本は八戸、難波天皇之世、加えて五十戸を奉る。飛鳥浄見原大朝、加えて奉九戸を奉る。合せて、六十七戸。庚寅年、編戸して二戸を減じ、六十五戸に定めしむ。淡海大津朝に初めて使人を使わし、神之宮を造る。修理して絶えず。(中略)

神の社の周匝(まわり)は卜部の居む処なり。(下略)

伊勢国度会郡・常陸国鹿島郡…己酉(649)年に立評、常陸国のほかの評は癸酉年(653)に立評、

・国内最初の立評 ←評(コオリノミヤケ)を新設するにあたり、中央政権への貢納・奉仕が明確な場所から先に成立。高嶋「孝徳朝の立評は、まず「祭祀の場」として神郡域を設定し、その残余を分割して公郡を設定」

・郡域の変更 伊勢の事例、当初は一郡であった。

・立評=大規模な神戸の設定←神郡以外の地方神社の神戸は2～3戸(大同二年格)、

(5)神戸とは何か

(史料6)養老神祇令神戸条

凡そ神戸の調庸及び田租は、並びに神宮を造り、及び神に供せん調度に充てよ。それ税
は一つに義倉に准(なら)えよ。皆国司檢校して、所司に申し送れ。

神社(正確には神)に附属させられた戸であり、その租税を神社の造営その他に充てる。
律令制成立前からの伝統的奉祭集団なのか、一般の戸が神社の財源として振り分けられた
ものであるのかには諸説あり。神評立評=神戸設置であるので
神評の立評、神戸の設置、神社の造営はセットになる。

全国の神戸の状況…『新抄格勅符抄』大同二年格(別紙参照)

(6)出雲の神戸・神郡意宇郡の特徴

(史料7)『出雲国風土記』意宇郡

出雲神戸 郡家南東二里廿歩、伊弉奈枳麻奈子(いざなぎのまなこ)に坐ます熊野加
武呂乃命(かむろのみこと)と五百津鉏々(いほつすすき)猶取り取らししところの所造天下
大穴持命(あめのしたつくらしおおなむちのみこと)、二所大神等に奉るに依る。故、神戸
という。他郡等の神戸、且た之の如し。

賀茂神戸 郡家東南卅四里。所造天下大神の御子、阿遲須枳高日子命(あじすきたか
ひこのみこと)坐ます、葛城賀茂社、この神の神戸。故、鴨という。神亀三年、字を賀茂に
改む。即ち正倉あり。

忌部神戸 郡家正西廿一里二百二十六歩。国造神吉詞奏し朝廷に参向する時、御沐
の忌玉作る。故、忌部という。(下略)

(史料8)『出雲国風土記』秋鹿郡条

神戸里 出雲なり。名を説くこと意宇郡の如し。

(史料9)『出雲国風土記』楯縫郡条

神戸里 出雲なり。名を説くこと意宇郡の如し。

(史料10)『出雲国風土記』出雲郡条

神戸郷 郡家北西二里一百廿歩、出雲なり。名を説くこと意宇郡の如し。

(史料11)『出雲国風土記』神門郡条

神戸里 郡家東南一十里

- ・出雲神戸…熊野加武呂乃命と所造天下大穴持命の二所大神の神戸。
- ・意宇郡の説明では、出雲神戸は神戸とは何かの説明、ほかの神戸は名称の由来を説明。
→出雲にとって本源的な神戸。
- ・所在地が国内に分散している(第3図)。
- ・中心は意宇・出雲郡の神戸郷。
ちなみに『和名抄』では、能義郡に賀茂・神戸、意宇郡に神戸・忌部がみえる。『風土
記』にみえる出雲郡の神戸郷はみえない。←いづれにせよ、杵築大社の所在しない意
宇郡に神戸があることは注目。
- ・能義郡
賀茂→賀茂神戸、大和国賀茂神社の神戸
神戸→大和神戸、大和国大倭神社の神戸
- ・意宇郡
神戸→杵築大社・熊野神社の神戸

忌部→忌部神戸

(7)意宇郡以外の神郡の神戸の分布

※()内は大同二年格での神戸戸数

- ①鹿島神宮の神戸(常陸国 105) 『和名抄』常陸国内に神戸なし、神戸所在地不明であ
るが、ト部は神社近傍に居住していた。1戸は新治郡にあったと想定されている。
- ②香取神宮の神戸(下総国 70) 『和名抄』下総国内に神戸は見えないが、
天平勝宝2年12月28日治部省牒(『大日本古文書』)に「婢稻主女 香取郡神戸
大槻郷戸主中臣部真敷婢」がみえ、「下総国香取神宮領大槻郷」(『平安遺文』
3223)、等から近傍に神戸があった。
- ③安房神社の神戸(安房 94) 『和名抄』安房郡に神戸・神余がある。これは『古語拾遺』
に見える「天富命、即ち其地に太玉命社を立つ 今謂の安房社なり。、故、其神戸
に斎部氏あり」に当たる。

- ④伊勢大神宮の神戸(合計 1130、うち伊勢国内 944) 『和名抄』では飯野郡に神戸。

『延喜式』卷四伊勢大神宮式

当国(伊勢国のこと)

度会郡 多気郡 飯野郡 飯高郡三十六戸 菟志郡二十八戸 安濃郡三十六戸
鈴鹿郡十戸 河曲郡三十八戸 桑名郡五戸

大同二年格では国内 940戸、三郡以外の 153戸を除くと、三郡で 791戸。『和名
抄』では飯野郡 6郷、多気郡 7郷、度会郡 12郷からなるので(合計 1250戸)、
実際は多気・度会・飯野三郡の 6割が神戸であろう。
←国内各郡に分布、さらに国外にも分布は特徴。

- ⑤日前・国懸神社の神戸(日前 56、国懸 60) 『和名抄』には名草郡に大屋・都麻神戸・
国懸・島神戸・日前神戸・伊太祈曾神戸・須佐神戸があるほか、伊都郡・那珂郡
・牟婁郡にそれぞれ神戸がある。→以下のように整理でき、やはり神郡に関わる
国懸・日前神戸は名草郡内にあり。
名草郡

- ・大屋→大屋都比売神社(7)の神戸
- ・都麻神戸→都麻比売神社(13)の神戸
- ・国懸→国懸神戸か
- ・島神戸→志摩神社(7)の神戸
- ・日前神戸→日前神社の神戸
- ・伊太祈曾神戸→伊太祈曾神社(54)の神戸
- 伊都郡神戸→丹生都気神社(6)の神戸か
- 那珂郡神戸→不明
- 牟婁郡神戸→熊野速玉神社(4)の神戸か

- ⑥宗像神社の神戸(74) 『和名抄』筑前国に神戸なし。神戸の所在は不明。

(8)神郡と神社の位置

意宇郡は何神社の神郡か? 杵築大社は意宇郡でなく出雲郡に所在。

意宇郡以外のすべての神郡は、対象となる神(神社)が郡内に存在する。

(史料12)『日本書紀』齊明天皇五年是歳条

是歳、出雲国造、名を關(もら)せり。に命して、嚴(いつくし)の神之宮を修せしむ。狐、於友郡の役丁の執れる葛の末を嚙(く)い断ちて去ぬ。又、狗(いぬ)、死人の手臂(だだむき)を言屋(いうや)社に嚙い置けり。言屋、此おば伊浮瑯(いふうろう)という。天子の崩(かみあがり)りまさん兆しなり。

→於友(意宇)郡(実際は評)の初見、ここでは嚴神之宮の造営に於友郡が関与。この嚴神之宮は、於友郡内の神社でないとおかしいので、熊野坐神社(熊野大社)ではないかとする説があるが、やはり杵築大社が含まれているとみるのが妥当。

←国造に命じて、国造の奉祭神、氏神に当たる熊野坐神社を修せしめるのはおかしい。

(9)杵築大社と「出雲神宮」

七世紀、齊明朝に「杵築大社」(『風土記』・『延喜式』神名式下)と呼ばれたか?

→前掲史料 9「天之大神社・坂戸社・沼尾社合せて三処、惣て香島天之大神と称す」「神之宮を造る」、史料6「神宮を造り」。

・『古事記』・『日本書紀』にみえる杵築大社・熊野坐神社、あるいは奉られる神の名称

(史料13)『古事記』垂仁天皇記…ホムチワケ伝承

「出雲の大神の御心」「大神の宮」「神宮を造らしめたまいき」

(史料14)『日本書紀』崇神紀…神宝檢校伝承

「武日照命 一に云はく武夷鳥という。又云はく天夷鳥という。の天より持ち来れる神宝を出雲の大神の宮に蔵む。是を見欲し」

→いずれも「出雲大神」「出雲大神宮」であり、奈良時代以降の杵築大社や杵築神(大同二年格)ではない。史料7「出雲神戸」とも符合し、「出雲大神宮」と呼ばれた。→仮に「出雲神宮」とする

→延暦 17(798)年には出雲国神宮司もみえる。このとき廃止(『類聚国史』延暦 17 年閏正月庚辰条)。

→川原秀夫「神宮制」、神社成立以前にのちの主要な神社は〇〇神宮として成立(7 世紀後半、天武朝の頃)

(10)「出雲神宮」の内容

・杵築大社の所在地である「杵築」や、神評名である「意宇」を冠さない

←鹿島神宮の香島天大神とは異なる。出雲は出雲郡・出雲評ではなく、のちの出雲国に対応する出雲地域を指すのであろう。

(史料15)『古事記』崇神記

豊鉏比売命者 伊勢之太神之宮を拜し祭りき

伊勢神宮は正式名称は大神宮であるが、広域地名としての「伊勢」を冠せられ、所在郡の度会神宮のように称されることはない。

・「伊勢神宮」と「出雲神宮」の共通点

… 律令国家の祭神と、地元豪族の奉祭神の二つの神宮から構成される神宮。

○伊勢神宮…内宮 皇太神宮(祭神：天照大神=国家神)と外宮 豊受大神宮(祭神：豊受大神=ミケツカミ、国家神に食膳を奉る、地方の神、伊勢の場合は在地豪族である度会氏の奉祭神)

○杵築大社と熊野坐神社…一体性を持つ→「出雲神戸」

杵築大社(祭神：大穴持命)、

熊野坐神社：クシミケヌノミコト、「出雲国造の齋く神」(『令義解』)

(史料16)『延喜式』祝詞 出雲国造神賀詞

高天原に千木高知り坐す伊射那伎の日真奈子、加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命(カムロキクマノノオオカミクシミケヌノミコト)、国作り坐しし大穴持命、三柱の神をはじめて、百八十六社に坐す皇神

「出雲神宮」とは国家神を祭る杵築大社と在地豪族(出雲臣)の奉祭するミケツカミ=熊野坐神社から構成され、広域地名である「出雲」を冠して呼ばれた

(伊勢神宮と同様の構造 ex 神戸の分布)。

(11)なぜ熊野坐神社と杵築大社がともに神郡意宇郡内に存在しないか?

立評の過程…孝徳朝全面立評説(鎌田元一)と段階立評説

→孝徳朝全面立評説が有力であったが、現在は、全面的に立評されたものの、その後大宝令施行までの間に、評の増設・再編があったとする説が有力に(荒井秀規)

(史料17)『日本書紀』大化二年月甲子条 大化改新詔・甲子の宣

凡そ郡は四十里をもって大郡とせよ。三十里より下、四里以上を中郡とせよ。三里を小郡とせよ。その郡司には並びに国造の性識清廉にして、時の務に堪える者を取りて、大領・少領とし、強く幹しく、聴敏くして、書算に工なる者を主政・主帳とせよ。

(史料18) 養老戸令定郡条

凡そ郡は、廿里以下十六里以上を以て大郡とせよ。十二里以上を以て上郡とせよ。八里以上を以て中郡とせよ。四里以下を以て下郡とせよ。二里以上を以て小郡とせよ。

(史料19) 藤原宮朝堂院回廊東南隅出土木簡 『木簡研究』27 25頁

□ □
□「山下首得麻呂 忍海評」□□
□置始連安末呂
□

091

忍海評の存在→評段階に、葛城評が葛下評と葛上評に(第6図)

(史料20) 『因幡国伊福部古志』

第二十六 大乙上 都牟自臣 皇興寺願主(中略)

難波長柄豊前御宇天萬豊日天皇の二年丙午(646)、水依(みより)評を立て督に任ぜられ、小智冠を授けらる。そのとき因幡国一郡と為り、更に他郡なし。(中略)後岡本朝廷四(658)年戊午、大乙上を授けらる。同年正月、始めて水依評を壊して高草郡を作る。

(12)出雲地域における評の再編の可能性

荒井秀規

①島根郡と秋鹿郡は、本来同一評(秋鹿郡の恵曇浜の磐の開鑿伝承は「嶋根郡大領、社部臣訓麻呂が祖波蘇等」による)

②飯石郡と大原郡は、本来同一評(大原評)であった

(史料21)『風土記』大原郡条

大原と号(なづ)くる所以(ゆえ)は、郡家(ぐうけ)の正西のかた一十里一百一十六歩に田一十町ばかりありて、平原(はら)なり。故、号けて大原という。往古の時、此処に郡家ありき。

→従来、「郡家の正西」(すべての『風土記』写本はこうなっている)を「正東」等に訂正していた。なぜなら、『風土記』段階の郡家は、飯石郡境である斐伊川からわずか東に57歩の現在の木次駅周辺に在り、正西にすると飯石郡内に入ってしまうため←この往古の郡家を大原郡と飯石郡両郡域に渉る大原評家とみた。

(13)『風土記』以前の郷 評一五十戸(なし)・評一里・郡一里段階の木簡

→別紙木簡参照。

現在8サトの木簡9例が知られているが、そのうち5例が『風土記』のサト(郷)と合致せず。『風土記』編纂までに、評・郡一再編があった可能性は高い。

全国での7世紀のサト地名(①・②段階)の、10世紀『和名抄』(郡一郷表記段階)残存率は67%(市大樹)。上記出雲では37%(なお『風土記』の郷名のうち、『和名抄』段階で消失した郷名は1例しかない)。

(14)なぜ熊野坐神社と杵築大社がともに神郡意宇郡内に存在しないか?

この回答の案として、

- ① 出雲地域には当初(前期評段階)意宇評しか存在していなかったが、後に均等になるよう評が分割され、杵築大社のある部分が出雲評→出雲郡になってしまった。
- ② 出雲地域ではいくつかの評が立評されたが、出雲神戸や杵築の周辺は意宇評の飛び地であった。

参考文献

- ・荒井秀規 2009「領域区画としての国・評(郡)・里(郷)の成立」『古代地方行政単位の成立と在地社会』奈良文化財研究所
- ・市大樹 2009「荷札木簡からみた「国一評一五十戸」制」『古代地方行政単位の成立と在地社会』奈良文化財研究所
- ・岡田精司 1994『神社の古代史』大阪書籍
- ・鎌田元一 2001「評の成立と国造」『律令公民制の研究』塙書房
- ・川原秀夫 2009「社殿造営と地域社会」『延喜式研究』25

別添資料(1) 『新抄勅符抄』大同二年格(必要部分のみの抽出)

伊勢大神 一千百卅戸 大和百一戸 伊賀廿戸 伊勢九百卅戸 志摩六十五戸 尾張卅戸
三河廿戸 遠江卅戸
熊野神 廿五戸 出雲国 加十戸
鹿嶋神 百五戸 常六国新賤戸五十烟 課六百八十五人 不課二千六百七十六人延暦五年
香取神 七十戸 下総国
日前神 五十六戸 紀伊国
国懸須神 六十戸 紀伊國
安房神 九十四戸 安房国 加十戸
鴨神 八十四戸 大和卅八戸 伯耆十八戸 出雲二十八戸
杵築神 六十一戸 出雲天平神護元年奉充
忌部神 廿戸 紀伊十戸 出雲十戸
宗像神 七十四戸 已上四社同国(筑前国)

別添史料(2) 『風土記』以前の出雲国の荷札木簡(評一里、郡一里段階)

島根郡

1. 出雲国嶋根郡福良里伊加大贊廿斤
186 × 18 × 4 033
奈良県藤原宮跡 18 次調査 SD145 『藤原宮一』 156

楯縫郡

2. 楯縫評乃呂志里物ア知米為[]
(166) × 24 × 2 039 檜・板目
奈良県藤原宮跡東方官衙北地区 29 次調査 SD170 出土 『評制荷札』 165

出雲郡

3. 出雲評支豆支里大贊煮魚須々支
175 × (19) × 4 031 檜・板目
奈良県藤原宮跡 第 18 次調査 SD145 出土 『藤原宮一』 166

神門郡

4. [神門カ]
□□評阿尼里知奴大贊
222 × 25 × 7 031 檜・板目
奈良県藤原宮跡 奈良県調査 SD145 出土 『評制荷札』 167
5. 加夜里委文連[]

157 × 17 × 6 031
奈良県藤原宮跡 58 次調査 SD105 『木簡研究』 11 - 33 頁
※出雲国以外に筑前国志麻郡に加夜郷あり

大原郡

6.

〔大カ〕〔海塩カ〕
口原評₁₀₁₀口

(56) × (5) × 3 065 檜・板目

奈良県藤原宮跡東方官衙北地区 29 次調査 SD170 出土 『評制荷札』 168

7.

出雲国大原郡矢代里大贄雜腊_{斗伍升}

90 × 20 × 4 031

奈良県平城京跡 左京三条二坊長屋王邸宅 193 次調査 E 区 SD4750 『木簡研究』 11-15 頁

8.

出雲国大原郡矢代里口

(105) × 25 × 4 039

奈良県平城京跡 左京三条二坊長屋王邸宅 193 次調査 E 区 SD4750 『平城概報』 27-20 頁
上

(2) その他「出雲」関連木簡

9.

〔里カ〕

癸卯…月一日記出雲国…室原口

091

奈良県藤原宮跡朝堂院回廊東南隅 128 次調査 SD9815 『飛鳥概報』 19-30 頁上

※癸卯年は 703 年。